

令和6年度

市民税・県民税申告の手引き

申告書は3月15日(金)までに郵送にてご提出ください。

※昨年に引き続き、職員による申告書の作成・相談は行いませんのでご注意ください。

令和6年度市民税・県民税の申告は、令和6年1月1日現在、柏市に在住の方が、令和5年1月1日から12月31日までの1年間の所得(※)について申告するものです。

※所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額です。

課税される収入があった方は、
必要書類をそろえて**2ページ**に進んでください。

課税される収入がなかった方は、
必要書類をそろえて**12ページ**に進んでください。

◎必要書類(証明書類及び領収書等は、令和5年中のものをご用意ください。)

①市民税・県民税申告書

②番号確認書類及び本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

▶マイナンバーカード(個人番号カード)の画面のコピー

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方

▶番号確認書類 + 本人確認書類の提出が必要です。

番号確認書類<ご本人のマイナンバーを確認できる書類>

- 通知カード(記載事項に変更のないもの)
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
- などのうち、いずれか一つのコピー

【注意】

資料を添付している場合は、申告書の各記載欄への記入を省略できます。ただし、「配偶者や親族等に関する事項」など資料の添付がないものについては、必ず申告書に記入してください。記入がない場合は、申告に反映されません。



本人確認書類<記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類>

- 運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
 - パスポート ●障害者手帳 ●在留カード
- などのうち、いずれか一つのコピー

③収入金額等がわかる書類(原本)

- 給与の源泉徴収票 ●年金の源泉徴収票 ●報酬等の支払調書 ●事業・不動産などの収入および経費がわかるもの

④控除関係書類 ※以下の書類を必ず添付してください

- 医療費控除 …控除明細書(別紙)
- 社会保険料控除…支払金額がわかるもの(証明書の添付は不要)
※ただし国民年金については控除証明書の添付が必要です
- 生命保険料控除…控除証明書
- 地震保険料控除…控除証明書
- 勤労学生控除…学生証のコピー又は在学証明書
- 障害者控除 …障害者手帳等のコピー
- 雑損控除 …損害金額を確認できる書類
- 小規模企業共済等掛金控除…支払った掛け金額がわかる証明書
- 寄附金控除 …受領証明書又は領収書

◎提出は郵送でお願いします

- 番号確認書類及び本人確認書類のコピーを同封してください。
 - 提出書類は申告書に貼らず、そのまま封筒に入れてください。
 - 申告書の控えが必要な方は、事前にご自身でコピーをお取りください。
 - 受け付けした記録が必要な場合は、申告書の控え、返信用封筒を同封してください。
 - 封筒には宛先を記入し、必要な額の切手を貼ってください。申告書上部の「受付済証」に市の収受印を押印して返送します。
 - 同封している柏市役所あての返信用封筒は、有効期間が令和6年3月29日(金)までです。使用する場合は有効期間にご注意ください。
- ※令和6年4月以降に申告書をお送りした方には、返信用封筒を同封していません。

◎パソコンでも作成できます

柏市ホームページ内に申告書の作成コーナーがあります。
作成した申告書を印刷して提出できますので、ぜひご利用ください。

柏市 住民税申告書作成コーナー [検索](#)

- ★控除額を自動計算
- ★市民税・県民税額の試算OK



◎税額の通知は6月中旬です

税額が決定し、課税となる方には、6月中旬に税額決定通知書をお送りします(非課税の場合はお送りしません)。給与から特別徴収(天引き)となる方には、5月中旬に勤務先へ税額決定通知書をお送りします。

<問い合わせ・提出先>

柏市役所 財政部 市民税課

〒277-8505 柏市柏5-10-1
電話 04-7167-1111(代表)
内線 335~337



この用紙は再生紙を
使用しています

◎課税される収入があった方

令和6年度 市民税・県民税申告書

1月1日現在の住所
柏市長宛

現住所 同上

フリガナ
氏名 明・大・昭
年 月 日 平・令

個人番号
代理人氏名 統辨 電話

①申告年度を確認してください。
(令和6年度の場合は、令和5年1月1日から12月31日までの所得の申告です。)
現住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバー(個人番号)を記入してください。

ご自身の収入が何かを確認し、収入欄に記入してください。
※源泉徴収票等の添付があれば、収入・所得欄への記入を省略できます。

1 収入金額等 ※分離所得のある方は「市民税・県民税申告書(分離課税用)」が必要となります。

課税される収入があった。 右側の1収入金額等欄に所得金額及び裏面の内訳をご記入ください。

課税される収入がなかった。 障害年金・遺族年金(遺族厚生年金)・住居(扶養)・預金

②「課税される収入があった。」にチェックを入れてください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(申告者本人に関する事項) ※該当項目にチェックをしてください。なお、年末調整をしている場合も必ずご記入ください。

専従控除 ひとり親控除 勤労学生控除 障害者控除

死別 生死不明 離婚 未婚

(配偶者や親族等に関する事項) ※前年12月31日時点で扶養している配偶者や親族等がいるときは扶養等をご記入ください。※別居の場合は、妻(夫)1名(別居の配偶者や親族等に関する事項)欄もご記入ください。

(その他の控除に関する事項) ※要証明のサインがあるものは控除証明書の添付が必要となります。

a 雑損控除
b 医療費控除
c 小規模企業共済等掛金控除
d 社会保険料控除
e 小規模企業共済等掛金控除
f 生命保険料控除
g 地震保険料控除
h 基礎控除

4 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

収入金額等欄

給与(力) 987,650

公的年金等(き) 2,568,102

合計 3,555,752

所得金額欄

給与(力) 記入不要

公的年金等(き) 記入不要

雑業(雑) <-1

雑業(雑) <-2

合計 3,555,752

給与と公的年金等の所得については、記入不要です。

給与(アルバイト・パート含む)

収入金額を記入する場合は、源泉徴収票に記載されている支払金額(下図◆欄)を「1収入金額等」の「給与(力)」欄に記入してください。複数あるときは、合計額を記入してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 柏市柏○-△-×

氏名 柏太郎

支払金額 ◆ 987,650

給与所得控除後の金額 437,650

源泉徴収額

※申告書と一緒に「令和5年分 給与所得の源泉徴収票」を提出してください。申告書には貼らないでください。

◎源泉徴収票がない方は

- 申告書裏面「5-1源泉徴収票のない給与」に月収等を記入し、合計額を表面の「1収入金額等」の「給与(力)」の欄に記入してください。(記入するのは手取り金額ではなく、源泉徴収された税金や社会保険料を含んだ金額です。)
- 申告書裏面「5-2給与の内訳」を記入してください。

※103万円を超える場合は、税務署での確定申告が必要となります。

所得金額調整控除の要件を満たす方については、給与所得の算出方法が変わりますのでご注意ください。

＜参考＞ 給与所得は市で算出するため、申告書の給与(か)の記入は不要です。

【給与所得の算出方法】

① 給与所得金額を算出します。

給与所得換算表 (単位：円)		
給与等の収入金額 A	給与所得金額	
～ 550,999	0	
551,000 ～ 1,618,999	A - 550,000	
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000	
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000	
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000	
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000	
1,628,000 ～ 1,799,999	A ÷ 4 = B B × 2.4 + 100,000	
1,800,000 ～ 3,599,999	(千円未満の 端数切捨て)	B × 2.8 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999		B × 3.2 - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	A × 0.9 - 1,100,000	
8,500,000 ～	A - 1,950,000	

② 次の要件1または2に該当する方は、所得金額調整控除の対象となるため、所得金額調整控除を算出します。

【要件1】

給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する

ア 特別障害者に該当する

イ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

ウ 年齢23歳未満の扶養親族を有する

＜所得金額調整控除の算出方法＞

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

※要件1に該当する場合は申告書の「1収入金額等」の「給与」欄の□(スペース)に「1」と記入してください。

【要件2】

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える

※公的年金等に係る雑所得の算出方法については、P4をご覧ください。

＜所得金額調整控除の算出方法＞

所得金額調整控除額 = {給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) +

公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円) } - 10万円

(注意) 要件1の控除がある場合は、1の控除を使用した後の金額から控除します。

③ 申告する給与所得を算出します。

申告する給与所得 =

①で算出した
給与所得金額

-

②【要件1】で算出した
所得金額調整控除

-

②【要件2】で算出した
所得金額調整控除

雑（個人年金・報酬など）

原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引によって得た収入もしくは食品の配達などの副収入は、「1 収入金額等」の「雑業務（クー1）」に記入してください。

生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外の収入は「1 収入金額等」の「雑その他（クー2）」に記入してください。内訳は申告書裏面「8 給与・公的年金等・配当以外の所得に関する事項」に記入してください。

◎計算方法 ※資料の添付があれば、記入を省略できます。
ただし、支払調書等について必要経費がある場合には記入してください。

収入金額（税込み）	必要経費	差引金額
円	円	円

※個人年金の振込通知や報酬等の支払調書等を提出してください。

★家内労働者の特例控除

家内労働者等に該当する場合には、必要経費として**55万円**まで認められる特例があります。（令和2年度までは65万円）。

《家内労働者等の所得の他に給与収入がある場合》

- ①給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。
- ②給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と事業所得や雑所得の実際にかかった経費とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

《家内労働者の対象となる仕事》

シルバー人材センター、外交員、集金人、電力量計の検針員等

その他所得

事業	営業等（収入金額 ア） 卸売業・小売業・製造業・サービス業などの営業から生じた収入のほか、医師・弁護士・外交員・大工・その他の自由業で農業以外から生じた収入の合計額	専従者については、申告書裏面「10 事業専従者に関する事項」に記入してください。						
	農業（収入金額 イ） 農産物の生産、果樹などの栽培等から生じた収入の合計額							
	不動産（収入金額 ウ） 家賃、地代など、不動産から生じた収入の合計額							
	利子（収入金額 エ） 源泉分離課税の対象とならない、日本国外の銀行等に預けた預金の利子が該当します。							
配当（収入金額 オ） 法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息及び公社債投資信託以外の証券投資信託の利益の合計額。上場株式等（住民税5%徴収）の配当所得は、申告不要ですが、申告する場合は総合課税・申告分離課税を選択可能です（裏面7に必要事項を記入してください）。ただし、税務署の確定申告で上場株式等（住民税5%）の配当所得を申告された方は、所得税と課税方式が統一されます。非上場株式については、源泉徴収（20.42%）は所得税のみであるため、市民税・県民税申告が必要です。								
収入金額等（ア～オ）から各々必要経費を差し引いた金額を「2 所得金額」の「あ～お」欄に記入してください。								
総合譲渡 ・一時	総合譲渡（収入金額 ケまたはコ） 車両・機械・特許権・著作権など、土地、建物などの分離課税以外の資産の譲渡による合計額。短期（収入金額 ケ）の欄には、譲渡した資産の保有が5年以内のものについて、長期（収入金額 コ）の欄には、保有期間が5年を超えるものを記入してください。							
	一時（収入金額 サ） 生命保険契約などによる一時金・損害保険の満期返戻金・懸賞当選金などの一時的な収入の合計額 〈一時所得の所得計算式〉							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>収入金額（税込み）</th> <th>収入を得るために支出した金額</th> <th>差引金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円 (a)</td> </tr> </tbody> </table> ※申告書裏面9にそって所得を計算してください。	収入金額（税込み）	収入を得るために支出した金額	差引金額	円	円	円 (a)	$(a - 50万円) \times 0.5 = \text{一時所得}$ 収入金額サの欄に記入 「2 所得金額」の「総合譲渡・一時 (シ)」欄へ
収入金額（税込み）	収入を得るために支出した金額	差引金額						
円	円	円 (a)						

◎控除額を記入します<その1>

控除証明書の添付があれば、申告書の記入を省略できます。

次に所得から差し引く控除額を計算します。該当するところを記入してください。

記入例

b 医療費控除	支払った医療費等	円	医療費控除の適用を受ける場合には医療費控除の明細書の添付が必要です。(別紙) 明細書の添付がない場合は医療費控除を受けることができませんのでご注意ください。
c 社会保険料控除	国民年金	円	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険
d 社会保険料控除	国民年金	154,050 円	介護保険
e 小規模企業共済等	円	62,130 円	多額所得者の場合
f 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	円	120,000 円
g 地震保険料控除	地震保険料の計	円	円
h 基礎控除	合計所得金額2,400万円以下の方は43万円です。2,400万円を超える方は手引きをご確認ください。	円	円

証明がない社会保険料の金額については、記入が必要です。

b・c 医療費控除

医療費控除の明細書(別紙)の添付が必要です。領収書の添付のみでは、控除を受けることができません。

※医療費控除とセルフメディケーション税制の選択適用になります。選択する控除の記号を○で囲んでください。
 ※明細書の記入内容の確認のため、市民税・県民税の申告期限等から5年間は領収書を自宅で保管してください。

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族のために支払った医療費が、一定金額以上ある場合に受けられます。
(注意) インフルエンザ等の予防接種や人間ドックを含む健康診断の費用等は、医療費控除の対象にはなりません。

<セルフメディケーション税制>明細書が必要な方は市もしくは国税庁のホームページからダウンロードするか市民税課にご連絡ください。

d 社会保険料控除

国民年金保険料は控除証明書の原本の提出が必要です。

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他の親族が負担すべき健康保険料・国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料及び後期高齢者医療制度の保険料 **(いずれも配偶者の年金からの特別徴収分を除く)** などで、あなたが支払った額の全額。
 ※あなたが口座振替により支払った保険料については、あなたに社会保険料控除が適用されます。

f 生命保険料控除

控除証明書の原本の提出が必要です。

一般の生命保険料(新契約または旧契約※)
 個人年金の保険料(新契約または旧契約※)
 介護医療保険料(介護保険料のことではありません)

※旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結したものです。
 区分は、生命保険会社が発行する証明書に表示されています。

生命保険料控除額の計算

控除証明書の添付があれば申告書の記入を省略できます。

第1段階	新生命保険料の計 (一般分) 円	計算表1で計算	円(カ)
	新個人年金保険料の計 円	計算表1で計算	円(キ)
	介護医療保険料の計 円	計算表1で計算	円(ク)
第2段階	旧生命保険料の計 (一般分) 円	計算表2で計算	円(ケ)
	旧個人年金保険料の計 円	計算表2で計算	円(コ)
	カ+ケ (最高28,000円) 円(サ)	(サ)と(ケ)いずれか多い方の金額	円(シ)
	キ+コ (最高28,000円) 円(シ)	(シ)と(コ)いずれか多い方の金額	円(セ)

計算表1 新契約(契約日が平成24年1月1日以後のもの) ※1円未満切り上げ

保険料の区分	支払った保険料の金額(A)	生命保険料の控除額
一般生命保険料	12,000円まで	(A)の全額
個人年金保険料	12,000円超32,000円まで	(A)×1/2+ 6,000円
介護医療保険料	32,000円超56,000円まで	(A)×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円

計算表2 旧契約(契約日が平成23年12月31日以前のもの) ※1円未満切り上げ

保険料の区分	支払った保険料の金額(A)	生命保険料の控除額
一般生命保険料	15,000円まで	(A)の全額
個人年金保険料	15,000円超40,000円まで	(A)×1/2+ 7,500円
	40,000円超70,000円まで	(A)×1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円

生命保険料控除額

円

シ + セ + ク (最高70,000円)

g 地震保険料控除

控除証明書の原本の提出が必要です。

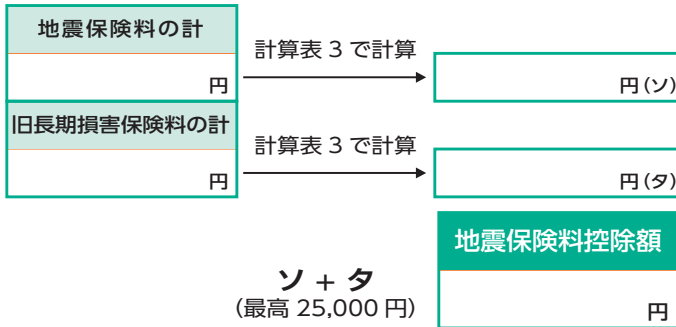
地震保険料…地震保険料の支払いがある。

旧長期損害保険料…経過措置適用の長期の損害保険料の支払いがある。

(保険期間が10年以上でかつ満期払戻金があり、平成18年12月31日までに締結したもの)

地震保険料控除額の計算

控除証明書の添付があれば
申告書の記入を省略できます。



計算表3

※1円未満切り上げ

区分	支払った保険料の金額(A)	地震保険料の控除額
地震保険料	50,000円まで	(A) × 1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円まで	(A) の全額
	5,000円超15,000円まで	(A) × 1/2 + 2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円

※旧長期損害保険契約の支払い保険料のうち、地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、いずれか一方の保険料のみが対象となります

その他の控除

a 雑損控除	あなたや昨年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者やその他の親族で、あなたと生計を一にする方が受けた災害や盗難などで損害(補てん金を差し引く)があれば受けられます。 損害金額を確認できる書類が必要です。
e 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定された企業型年金の加入者掛金または、個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金の全額。 支払った掛金額の証明書が必要です。

◎控除額を記入します<その2>

申告書に記入がない場合、
申告に反映されません。

扶養など“人”の状況に関する控除を計算し、所得控除の合計を記入してください。

《配偶者や親族等に関する事項》※前年12月31日時点で扶養している配偶者や親族等があるときは氏名等をご記入ください。
※別居の場合は、裏面「11 別居の配偶者や親族等に関する事項」欄もご記入ください。

配偶者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者※手帳等の 等級	居住状況	その他
		配偶者	年 月 日	級	同居・別居(国外)	同配

配偶者の給与収入等を
記入してください。
合計所得の記入は省略
できます。

あなたの合計所得金額が1,000万円を超えていて、同一生計配偶者(8ページ左下★参照)(改正前の控除対象配偶者)がいる場合は、「同配」に○をしてください。
同一生計配偶者が(特別)障害者の場合、障害者控除が適用されます。(障害者欄も記入必要)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

《申告者本人に関する事項》※該当項目にチェックをしてください。なお、年末調整をしている場合も必ずご記入ください。

<input type="checkbox"/> 寡婦控除	<input type="checkbox"/> ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 障害者控除
<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 生死不明	(学校名)	身体・精神・療育・認定書級
<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 未婚		

《配偶者や親族等に関する事項》※前年12月31日時点で扶養している配偶者や親族等があるときは氏名等をご記入ください。
※別居の場合は、裏面「11 別居の配偶者や親族等に関する事項」欄もご記入ください。

配偶者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者※手帳等の 等級	居住状況	その他
		配偶者	年 月 日	級	同居・別居(国外)	同配
扶養親族等の氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者※手帳等の 等級	居住状況	その他
			年 月 日	級	同居・別居(国外)	調整
			年 月 日	級	同居・別居(国外)	調整
			年 月 日	級	同居・別居(国外)	調整
			年 月 日	級	同居・別居(国外)	調整

扶養親族がいる場合は、
マイナンバー(個人番号)
を記入してください。
16歳未満の扶養親族は、
市民税・県民税の非課税
限度額の算定に必要です
ので、該当者がいる場合
は必ず記入してください。

◆配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、16歳未満の扶養親族の申告をされる方は、マイナンバー(個人番号)を記入してください。

◆日本国外に居住する親族の場合は、親族関係書類及び送金関係書類のコピーが必要です。

※30歳以上70歳未満(平成6年生まれ~昭和29年生まれ)の親族については、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①留学生や障害者の方
- ②送金関係書類によって、年間38万円以上の送金を確認できる方

勤労学生控除

26万円

あなたが、令和5年12月31日現在、税法に規定された学生であり、合計所得金額が75万円以下(うち自己の勤労によらない所得は10万円以下)であれば受けられます。
※学生証のコピー又は在学証明書が必要です。

障害者控除

障害者(普通) 26万円

下記以外の等級の手帳所持者など

特別障害者 30万円

身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級所持者など

同居特別障害者 53万円

同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなたや配偶者、あなたと生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている者

あなたや同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満扶養親族も含む)が該当する場合に受けられます。あなた以外が該当の場合は、居住状況(同居・別居)も記入してください。※障害者手帳等のコピーが必要です。

寡婦控除・ひとり親控除

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の人の扶養に入っていない)を有する単身者(合計所得金額が500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用
- 上記以外の寡婦については、「寡婦控除」(控除額26万円)を適用
※死別・離婚・未婚は、令和5年12月31日時点での判断

【控除の適用を受けられない方】

- 合計所得金額が500万円を超える方
- 住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」と記載がある方

	配偶者との関係	死 別		離 婚		未 婚	
		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人女性	扶養親族「子」あり	ひとり親30万	—	ひとり親30万	—	ひとり親30万	—
	扶養親族「子以外」あり	寡婦26万	—	寡婦26万	—	—	—
	扶養親族なし	寡婦26万	—	—	—	—	—
本人男性	扶養親族「子」あり	ひとり親30万	—	ひとり親30万	—	ひとり親30万	—
	扶養親族「子以外」あり	—	—	—	—	—	—
	扶養親族なし	—	—	—	—	—	—

配偶者控除

配 偶 者 33万円~11万円 または **老人配偶者** 38万円~13万円 老人配偶者(70歳以上)は、昭和29年1月1日以前生まれが対象
あなたに同一生計配偶者がいて、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合に受けられます。
控除額はあなたの所得により異なります。控除額については9ページをご確認ください。
※配偶者の昨年中の給与・年金の収入金額または給与・年金以外の所得計を記入してください。

配偶者特別控除

33万円~1万円 あなたと生計を一にする配偶者の昨年中の合計所得金額が48万1円から133万円の場合に受けられます。ただし、あなたの昨年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。
控除額については9ページをご確認ください。
※配偶者控除を受ける方は配偶者特別控除を合わせて受けることはできません。
※配偶者の昨年中の給与・年金の収入金額または給与・年金以外の所得計を記入してください。

扶養控除

特 定 扶 養 45万円 年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族(平成13年1月2日~平成17年1月1日生まれ)
老 人 扶 養 38万円 年齢が70歳以上の扶養親族(昭和29年1月1日以前生まれ)
同 居 老 親 等 45万円 上記老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属(両親・祖父母など)で、あなたか配偶者のいずれかと同居している場合
一 般 扶 養 33万円 上記以外の控除対象扶養親族(16歳未満(平成20年1月2日以後生まれ)は除く)
あなたと別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面の「11別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

h 基礎控除

43万円~適用なし あなたの所得により控除額が異なります。控除額については9ページをご確認ください。

令和3年度から扶養控除等の合計所得金額の要件が見直されました。

- ★ ● **同一生計配偶者**(配偶者で、次のすべてに該当)
 - ①令和5年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在、あなたと生計を一にする
 - ②昨年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入で103万円以下)
 - ③青色事業専従者の給与を受けていないまたは事業専従者でない
 - **控除対象配偶者**
同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である方の配偶者
 - **生計を一にする**(次のいずれかに該当)
 - ①同一の家屋に起居している親族
 - ②勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族で、次のいずれかに該当する場合
ア. 余暇には親族と起居を共にする
イ. 生活費・学資金・療養費等を送金している
 - **扶養親族**(次のすべてに該当)
 - ①配偶者以外の親族、都道府県知事から養育を委託された児童、市町村長から養護を委託された老人である
 - ②令和5年12月31日(年の途中で死亡した場合はその死亡日)現在、あなたと生計を一にする
 - ③昨年中の合計所得金額が48万円以下(給与収入で103万円以下)
 - ④青色事業専従者の給与を受けていないまたは事業専従者でない
 - **控除対象扶養親族**
扶養親族のうち年齢が16歳以上の方(平成20年1月1日以前生まれ)
- 給与等の収入が850万円を超え、年齢23歳未満の扶養親族を有する方で、該当の扶養親族が他の申告者等の被扶養者になっている場合
⇒申告書表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の《配偶者や親族等に関する事項》の部分に該当する方の氏名等を記入し、その他欄の【調整】の部分に○をつけてください。

配偶者控除

(同一生計配偶者の合計所得金額が48万円以下)

申告者本人の 合計所得金額	(参考) 給与収入金額	配偶者控除額 (一般)	配偶者控除額 (老人)
900万円以下	1,095万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	1,145万円超 1,195万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	1,195万円超	0	0

配偶者特別控除

配偶者の 合計所得金額	(参考) 給与収入金額	申告者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	103万円超 155万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円	1万円
133万円超	201.6万円以上	0	0	0

基礎控除

- 合計所得2,400万円超の場合、合計所得金額によって控除額が異なります。
合計所得金額が2,500万円超の場合、基礎控除の適用はありません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

主な税額控除

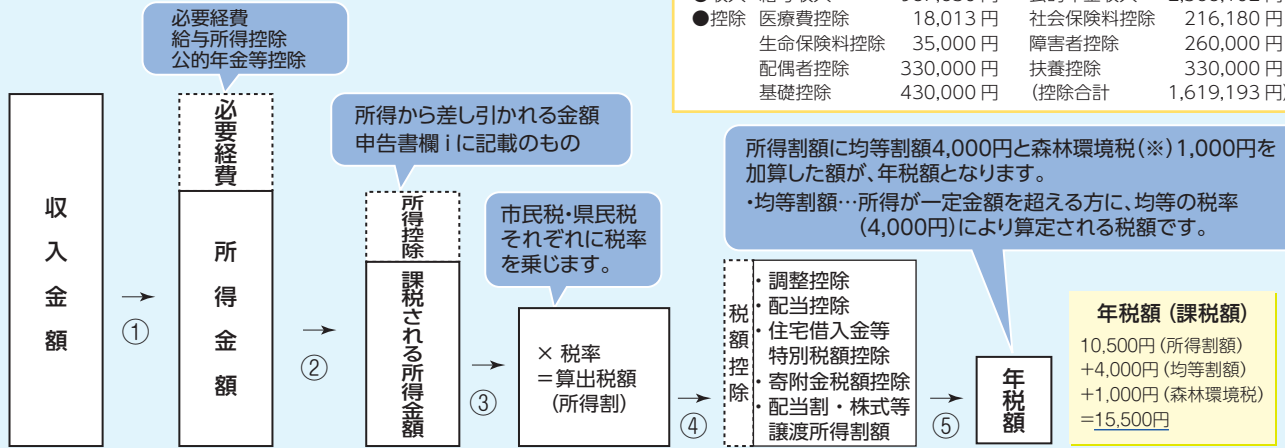
- **配当控除** 「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当については配当控除の適用はなし

種類	課税所得金額 1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

- **配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額**
申告する配当（株式等譲渡）所得から5%の配当（株式等譲渡所得）割が源泉徴収されている方は、申告書裏面の7に必要事項を記入することで、所得割額から税額控除を受けることができます。控除しきれない金額がある場合は充当または還付されます。

- **寄附金税額控除**
所得税法に該当する寄附金のうち、市民税・県民税の税額控除を受ける場合、申告書表面の寄附金控除欄及び裏面12へ記入してください。
寄附金受領証明書または領収書の原本を提出してください。

市民税・県民税の計算方法と税率



柏 太郎さん (昭和26年9月1日生まれ) の例で計算してみましょう。

● 収入	給与収入	987,650円	公的年金収入	2,568,102円
● 控除	医療費控除	18,013円	社会保険料控除	216,180円
	生命保険料控除	35,000円	障害者控除	260,000円
	配偶者控除	330,000円	扶養控除	330,000円
	基礎控除	430,000円	(控除合計)	1,619,193円

所得割額に均等割額4,000円と森林環境税(※)1,000円を加算した額が、年税額となります。
・均等割額…所得が一定金額を超える方に、均等の税率(4,000円)により算定される税額です。

収入金額	所得金額	課税される所得金額	算出税額 (所得割)	調整控除額	所得割額
・給与収入 987,650円 ・年金収入 2,568,102円	・給与所得 987,650円-55万 (給与所得控除)=437,650円 ・年金収入-10万 (所得金額調整控除)=337,650円 ・雑 (年金) 所得 2,568,102円-110万 (公的年金等控除)=1,468,102円 (給) 337,650円+(雑) 1,468,102円=1,805,752円	・所得控除 1,619,193円…申告書欄iの数字 (各控除額の合計) 1,805,752円 (所得金額) - 1,619,193円 (所得控除) = 186,559円=186,000円 (1,000円未満切り捨て) 186,000円…A	・市民税 186,000円 (課税される所得金額) × 6% (税率) = 11,160円 ・県民税 186,000円 (課税される所得金額) × 4% (税率) = 7,440円	(人的控除の差の合計) ・障害者控除 27万-26万=1万 ・配偶者控除 38万-33万=5万 ・扶養控除 38万-33万=5万 ・基礎控除 48万-43万=5万 計 16万…A > B 160,000×3% (市)=4,800円 160,000×2% (県)=3,200円	・市民税 11,160円 (算出税額) - 4,800円 (調整控除額) = 6,360円=6,300円 ・県民税 7,440円 (算出税額) - 3,200円 (調整控除額) = 4,240円=4,200円 (100円未満切り捨て) 6,300円+4,200円 = 10,500円

計算の流れ

- ①収入金額から、必要経費などを差し引き、**所得金額**を算出します。
 - ②所得金額から、所得控除を差し引き、**課税される所得金額**を算出します。
 - ③**課税される所得金額**に対し市民税6%、県民税4%の税率を乗じて、**所得割額**を算出します。
 - ④調整控除額を算出し、差し引きます。
- 合計所得2,500万超の場合 調整控除適用なし
- 市民税・県民税の課税される所得金額が200万円以下の方
⇒ (A) 人的控除額の差の合計 (B) 課税される所得金額 のいずれか小さい額 × 5% (市3%、県2%) = 調整控除額
- 市民税・県民税の課税される所得金額が200万円超の方
⇒ (人的控除額の差の合計 - (課税される所得金額 - 200万円)) × 5% (市3%、県2%) = 調整控除額 (注) ただし、この計算式で算出された額が2,500円未満の場合は、2,500円 (市1,500円、県1,000円) とする
- ・該当の方のみ…税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除額を差し引きます。
⑤所得割額と均等割額 (市3,000円、県1,000円)、森林環境税(※) (1,000円) を合計して、年税額を算出します。

※森林環境税とは
温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保するため、令和6年度から創設されました。
均等割の枠組みを用いて、国税として一人あたり1,000円が課税されます。

調整控除の対象となる所得税と市民税・県民税の人的控除差額一覧表

人的控除名	人的控除額		人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	納税者本人の合計所得金額 900万円以下			納税者本人の合計所得金額 900万円超 950万円以下			納税者本人の合計所得金額 950万円超 1,000万円以下		
	所得税	市・県民税		人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)			
扶養 (特定)	63万円	45万円	18万円									
扶養 (同居老親)	58万円	45万円	13万円									
扶養 (老人)	48万円	38万円	10万円									
扶養 (一般)	38万円	33万円	5万円									
障害者 (普通)	27万円	26万円	1万円	38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	
障害者 (特別)	40万円	30万円	10万円									
同居特別障害	75万円	53万円	22万円									
寡婦	27万円	26万円	1万円									
ひとり親 (母)	35万円	30万円	5万円									
ひとり親 (父)	35万円	30万円	5万円 (注1)									
勤労学生	27万円	26万円	1万円									
人的控除名				納税者本人の合計所得金額 2,400万円以下			納税者本人の合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下			納税者本人の合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下		
	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)	人的控除額	人的控除額の差 (所得税-市・県民税)		
基礎控除	48万円	43万円	5万円	32万円	29万円	3万円 (注5)	16万円	15万円	1万円 (注5)			

(注1) 改正前の寡婦控除の控除額 (所得税27万円、市・県民税26万円) (注2) 改正前の配偶者特別控除の控除差 (所得税36万円、市・県民税33万円) (注3) 改正前の配偶者特別控除×2/3の控除差 (所得税24万円、市・県民税22万円) (注4) 改正前の配偶者特別控除×1/3の控除差 (所得税12万円、市・県民税11万円) (注5) 改正前の基礎控除の控除差 (所得税38万円、市・県民税33万円)

令和5年1月～12月の所得について、次の表をご覧ください

※所得の状況により申告方法が異なります。

<p>●収入がなかった方</p> <p>●障害年金や遺族年金のみの方</p>	<p>原則として、申告の義務はありません。 ただし、申告をしない場合、下記の点に注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住民税に関する証明書（所得証明書など）を取得することができません。（合計所得1,000万円超の方の配偶者を含む） ◆国民健康保険料・介護保険料・児童手当・その他助成制度などの算定に影響が出る場合があります。 ◆後日、申告がない旨の通知をさせていただくことがあります。 <p>申告の方法については、12ページを参照してください。</p>
<p>●主な収入が給与の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆勤務先が1カ所で年末調整済みの方 ⇒市民税・県民税の申告は必要ありません。 ただし、勤務先から柏市へ給与支払報告書が提出されていない場合は、ご自身で市民税・県民税の申告が必要です。 ◆年末調整済みでない方や勤務先が2カ所以上で、従たる給与収入と各種の所得金額との合計額が20万円を超える方 ⇒税務署で確定申告が必要です。
<p>●給与所得以外に所得がある方</p>	<p>給与所得以外の所得が20万円以下の方⇒市民税・県民税の申告</p> <p>20万円を超える方⇒税務署で確定申告が必要です。</p>
<p>●主な収入が公的年金等の方</p>	<p>◎確定申告が必要な方 詳しくは、柏税務署へご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等収入が400万円を超える方 ・公的年金等収入が400万円以下であるが、その他に20万円を超える所得（※）がある方 ・上記2つ以外で、所得税の還付を受ける方 <p>（注意）外国で支払われる年金がある方については、上記制度の対象外となりますので、確定申告していただく必要があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。</p> <p>※ 給与所得、不動産所得、報酬等の雑所得などです。詳しくは、2～5ページをご覧ください。</p> <p>◎市民税・県民税の申告が必要な方 確定申告は不要でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金等収入が400万円以下で、その他に所得（20万円以下）がある方 ・公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容以外に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料などの各種控除の追加がある方や、扶養控除等の追加・変更がある方 <p>注意 市民税・県民税の申告書の提出がない場合は、公的年金等の源泉徴収票の記載内容に基づいて、令和6年度市民税・県民税額を算定します。 源泉徴収票の控除の欄について、「*」印の有無や扶養人数等もご確認ください。</p>
<p>●その他</p>	<p>次に該当する方や確定申告については、税務署へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆営業・農業・不動産などの収入がある方 ◆青色申告の方 ◆配当、株式、土地の譲渡所得等があり、分離課税の所得を申告をされる方 ◆住宅ローン控除を受ける方

◎税務署で確定申告された方は、税務署から柏市へ申告情報が提供されますので、市民税・県民税の申告は不要です。なお、市役所本庁舎・沼南庁舎・各近隣センターで確定申告書用紙の配布は行いませんので、ご注意ください。

◎「税理士会による確定申告の無料相談（定員制）」のご案内は、広報かしわ1月号をご確認ください。

●確定申告についての問い合わせ

柏 税 務 署

〒277-8522 柏市あけぼの2-1-30
電話 04-7146-2321

◎課税される収入がなかった方の市民税・県民税申告

☆収入がなかった方（令和5年1月1日から12月31日までの1年間をとおして収入がなかった方）

☆障害年金・遺族年金のみを受給している方

→原則として申告の義務はありません。ただし、申告をしない場合、以下の点にご注意ください。
また、収入がなかった方でも申告が必要な方はご提出いただくようお願いいたします。

- ・住民税に関する証明書（所得証明書など）を取得することができません。
- ・国民健康保険料・介護保険料・児童手当・障害年金・その他の助成制度などの算定に影響が出る場合があります。
- ・後日、申告がない旨の通知をさせていただくことがあります。

●課税される収入がなかった方の申告書の書き方（下図参照）

The image shows a sample of the '令和6年度 市民税・県民税申告書' (Municipal and Prefectural Tax Return for Heisei 6). Red boxes and numbers highlight the following areas:

- 1:** Personal information at the top, including residence, name, date of birth, and phone number.
- 2:** The '課税される収入がなかった' (No taxable income) checkbox in the '1 収入金額等' (Income) section.
- 3:** The '配偶者や親族等に関する事項' (Spouse and family items) section, where names and IDs of dependents are recorded.
- 4:** The '合計の欄(す)' (Total column) at the bottom, where '0' is entered to indicate no taxable income.

1. 申告書表面に、現住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバー（個人番号）を記入してください。

2. 「課税される収入がなかった。」へチェックを入れてください。

3. 控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、《配偶者や親族等に関する事項》に氏名等を記入してください。

4. 「合計の欄(す)」に「0」と記入してください。

◎市民税・県民税がかからない方(非課税)

★非課税となった方には税額決定通知書はお送りしていません

- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・本人が障害者、未成年者、寡婦・ひとり親に該当する場合で、昨年中の合計所得金額が135万円以下の方

・昨年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の方
 $31万5千円 \times (\text{本人と同一生計配偶者 (8ページ左下★参照)、扶養親族の合計人数}) + 10万円$ 、扶養親族等がいる場合は、上記の金額に18万9千円が加算されます。

合計所得金額	非課税となる給与収入金額	非課税となる公的年金収入	
1,350,000円	2,043,999円	65歳未満	65歳以上
		2,166,667円	2,450,000円

※給与収入のみの場合 ※公的年金収入のみの場合

	本人と扶養親族等の合計人数	均等割非課税規定該当所得金額	給与収入のみの場合の非課税規定該当収入金額	年金収入のみの場合の非課税規定該当収入金額	
				65歳未満	65歳以上
本人のみ		415,000円	965,000円	1,015,000円	1,515,000円
扶養1人		919,000円	1,469,000円	1,592,000円	2,019,000円
扶養2人		1,234,000円	1,879,999円	2,012,000円	2,334,000円
扶養3人		1,549,000円	2,327,999円	2,432,000円	2,649,000円
扶養4人		1,864,000円	2,779,999円	2,852,000円	2,964,000円